

境港環境負荷低減トライアル輸送支援助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、境港環境負荷低減トライアル輸送支援助成事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、境港を試験的に利用して物流分野の環境負荷低減のために新たな物流ルートの構築に取り組む者に対し、その経費の一部を補助することにより、境港を活用した環境負荷低減の取組を推進するとともに、境港の利用促進及び境港国際定期航路を活用した新たな輸送貨物の創出に寄与し、地域産業の発展に資することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱における次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 境港国際定期航路

境港と直行で又は国内の港を経由して他国の港との間を定期的に運航している国際定期コンテナ航路(国際フィーダー航路を含む)及び国際定期貨客船航路をいう。

(2) 荷主

直接貿易においては船荷証券(B/L)に荷送人若しくは荷受人として記載のある者、又は間接貿易においては船荷証券に記載のない輸送貨物の起点となる荷送人若しくは終点となる荷受人のうち1者とする。

(3) TEU

20フィートコンテナ1本を1TEU、40フィートコンテナは2TEUとする。

(補助金の交付)

第4条 境港貿易振興会(以下「振興会」という。)は、第2条の目的を達成に資するため、別表第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付するものとする。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額に、同表第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額以下とする。

(補助金交付の対象期間)

第5条 本補助金の交付の対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)は、補助事業を実施する年度において、第7条第1項の規定による通知の日から当該年度の3月末日までとする。

(交付申請)

第6条 本助成金の交付を受けようとする荷主・物流事業者等(以下「請求者」という。)は、新たな物流ルートの構築を開始した日の当該年度の2月末日までに、境港環境負荷低減トライアル輸送支援助成事業費補助金交付申請書(様式第1号)を振興会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 境港環境負荷低減トライアル輸送支援助成事業実施計画書(様式第3号)

(2) 境港環境負荷低減トライアル輸送支援助成事業収支予算書(様式第4号)

(3) 境港環境負荷低減トライアル輸送支援助成事業スケジュール表(様式第5号)

(4) その他振興会会長が必要と認める書類

(審査及び交付決定)

第7条 振興会は、提出された計画が補助事業に適格かどうか審査を行い、交付申請を受けてから30日以内に、審査の結果を請求者に境港環境負荷低減トライアル輸送支援事業費補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 補助事業への採択にあたっては、境港を利用する物流分野の環境負荷低減に資する計画でなければならない。

3 物流分野の環境負荷低減に資する計画とは、次のいずれか要件を満たす計画とする。

- (1) 温室効果ガスの排出削減に資する計画であること。
- (2) 持続可能な物流体系の構築に資する計画であること。
- (3) その他振興会会長が補助事業に適格と認める計画であること。

(計画変更の届出等)

第8条 請求者は、交付決定後に別表の第5欄に定める事項の変更を行う場合にあっては、境港環境負荷低減トライアル輸送支援事業費補助金変更承認申請書(様式第2号)に加えて、変更の内容に応じて様式第3号、様式第4号又は様式第5号をあらかじめ振興会に提出しなければならない。

2 前条第1項の規定は、変更の審査及び交付決定額の変更について準用し、審査の結果を請求者に境港環境負荷低減トライアル輸送支援事業費補助金交付決定額等変更通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第17条第1項の規程による報告(以下「実績報告」という。)は、補助事業が完了した日又は補助対象経費に係る請求等を受け、その額が明らかになった日のいずれか遅い日から起算して20日を経過した日若しくは当該年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 実績報告に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、第3号及び様式第4号のほか、振興会会長が必要と認める書類によるものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 振興会は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、境港環境負荷低減トライアル輸送支援事業費補助金交付確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 請求者は、前条の規程により補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに境港環境負荷低減トライアル輸送支援事業費補助金請求書(様式第9号)を振興会に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第12条 振興会は、請求者が補助金を外の用途へ使用する等、その補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又はその一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第13条 振興会は、虚偽の請求又は不正の手段により補助金を受領した者に対し、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(結果の公表等)

第14条 振興会は、必要に応じて補助事業の結果について公表することができるものとする。

(雑則)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、振興会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月3日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表（第4条、第8条関係）

1 補助事業 ^{注1}	2 事業実施主体 ^{注2}	3 補助対象経費 ^{注3}	4 補助率等	5 重要な変更
境港を試験的に利用して環境負荷低減に取り組む事業	①境港を利用したことがない荷主 ②本補助金の交付申請を行う年度の前年度に境港利用実績がない貨物を取り扱う既存荷主	①環境負荷低減等のための計画策定費用 ・現地調査費（運賃、宿泊費等） ^{注4} ②輸送品質確認のための検証費用 ③トライアル輸送 ^{注5} に掛かる経費 ・日本国内の陸送費 ・梱包、保管料 ・通関、港湾荷役料等の利用港での諸経費 ・海上運賃 ・その他新たな物流ルート構築に必要な諸経費	2分の1 (上限額) 500千円	①申請者の名称、所在地の変更 ②補助目的の達成に支障を来す又は事業の能率の低下をもたらす事業計画の変更 ③本補助金の増額を伴う変更

注1 補助事業について

- ・補助申請内容について、本国における他の補助金等の交付を受ける場合にあっては、本補助事業の対象としない。

注2 事業実施主体について

- ・いずれも国内に本社、支店等を置いていること。
- ・商社、物流事業者からの申請については、事業者から承諾を得ている場合にのみ対象とする。

注3 補助対象経費について

- ・補助対象経費は、補助事業の対象経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等を確認できるものに限る。
- ・交付決定額は、補助対象経費に補助率を乗じて算定した額を上限とする。
- ・交付決定前に発注、購入（支払）、契約等を実施したものは、補助対象経費には含まない。

注4 現地調査費（運賃、宿泊費等）について

- ・回数は1回、2名分まで、合計額の上限は10万円とする。

注5 トライアル輸送について

- ・トライアル輸送の回数は、最大3回までとする。
- ・トライアル輸送の対象はFCLのみとし、LCLは対象外とする。

※対象経費経費について、疑義がある場合は事前にご相談ください